

第5回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成26年9月8日（月）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 3号会議室

1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、第5回札幌市子どもの権利委員会を開会します。

事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 本日は、K委員から遅参する旨の連絡を受けております。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1から資料7でございます。

お手元がない方はお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、資料5は、一部内容を修正しておりますので、机上に配付させていただいております。また、お預かりしておりました調査結果の報告書に、前回配付した概要版を添付して配付させていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、これより委員会を進めてまいります。

なお、出席委員が過半数を超えておりますので、この会議自体は成立しております。

本日の議題は、次第にありますように、（1）札幌市子どもの権利に関する推進計画についてであります。

終了時刻は18時30分を予定しております。

それでは、（1）の議題の審議に入りたいと思います。

議題は1点であります。まず、前回ご案内のありました子どもとの意見交換の報告と基本理念の表現について、事務局をお願いしていた件について審議し、その後、推進計画の内容について審議したいと思います。

まず、事務局から説明を受けたいと思います。

資料は既に郵送されておりますので、簡単をお願いしたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、お手元の資料3に基づきましてご報告をさせていただきます。

前回の委員会の際にご案内をさせていただきましたとおり、7月29日に子どもとの意見交換を行ったところでございます。

参加者につきましては、小学校5年生から高校生までを対象に、学校等を通じまして募集し、最終的には14名が集まりました。そして、三つのグループに分かれまして意見交換を行ったところでございます。

資料3の3結果概要に（1）現状とございますけれども、子どもの権利、子育てしやすいまち、放課後や休日の居場所、体験活動の三つのテーマについてグループごとに意見交換を行い、子どもたちが考える現状につきまして、課題や、それに対してこうなってほし

い姿に対する話し合いを行い、その内容をまとめたところがございます。

主な内容につきまして、資料の裏のページ以降にまとめております。

そこで、何点がご紹介させていただきたいと思っております。

まず、子どもの権利についてでございますけれども、ポツの一つ目ですが、アシストセンターは知っているが、条例については余り聞いたことがないという声がありました。いじめについては、やはり関心が高いようでございまして、幾つか意見が出されておりましたが、ポツの三つ目の自分らしく生きる権利が守られ、個性が尊重されるといじめる人がいなくなるという意見が非常に印象的でした。

まとめた内容につきまして、少し見えづらくて恐縮ですが、中段の2の未来の2点目、今の子どもが子どもの権利を守るようになると、大人になって子どもが生まれたときに、その子どもの権利が守られるようになるという意見が出ておりました。こちらにつきましては、子どもの権利委員会の中でも同様の意見が出ておまして、条例をつくった意義はまさにこうしたところにあるのではないかと考えているところでございます。

そのためにできることしまして、左側の大人にしてほしいことでは、一番下の子どもに自信を持たせる接し方をするというものがございました。また、右側、子どもにできることとして、人の悪いところばかりを見ない、相手を思いやるといった意見のほか、子どもの権利を知っている人が知らない人に教えるというものもございました。

続きまして、子育てしやすいまちについてです。

主な意見では、札幌が子育てしやすいまちになるように、地域など、子育て中の人だけではなく、いろいろな人の協力が必要という意見が多く出ておりました。そのために、大人や市役所には、子育てに関する情報発信を進めることや、地域の人に関心を持つといった意見が出ておまして、子ども自身ができることとして、公園で遊んでいるときに小さい子どもと積極的にかかわりを持つようにしたり、子どもを連れている人が荷物を持っていたら助けるといった子どもならではの意見が出ておりました。

続きまして、居場所体験活動についてでございます。

こちらのグループでは、子どもたち自身の実感としまして、外で余り遊ばない、外でもゲーム機で遊んでいるということや、人との触れ合いが少ないという意見が出ておりました。そのため、地域の人たちと触れ合えるイベントをしてもらいたいという意見が出ており、自分たちができることとして、まずは挨拶をするという基本的なところからという意見が出ておりました。

以上が意見交換の内容ですが、いずれのグループも非常に活発な意見交換を行うことができ、子どもならではの視点はもちろんのこと、かなり核心をつくような意見も出ておまして、貴重な機会であったと考えております。

ここでの意見も踏まえまして、計画で進める取り組みなどの案につきましては、後ほどご説明させていただきます。

なお、今後の予定でございますけれども、市民向けのパブリックコメントの際に、子ど

も向けの資料も作成しまして、学校や児童会館などに配布し、子どもたちからの意見を反映させるよう取り組んでいく予定となっております。

報告については以上でございます。

引き続きまして、お手元の資料4に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目の前回委員会での議論をまとめております。

前回の委員会でお示した計画案の基本理念の表現に、「全ての子どもは生まれたときから権利の主体」として提示させていただいたところ、委員から、「おなかの中にいるときから」としたほうがよいのではないかという意見がございまして、委員会の中で審議していただいたところでございます。

審議の中では、「胎児を大事にという趣旨はわかるが、政治的な論争もあることから、表現としては難しいのでは」といった意見などがあつたところでございます。前回の委員会では、他都市の事例なども事務局で調べるということで終わっており、今回、お示しするものでございます。

まず、他都市での子どもの定義の中で、生まれる前を明記しているものは見受けられませんでした。子どもの始期はいつになるかという経緯が何点かありましたので、2に「子ども」の定義についてとして簡単にまとめております。

まず、条約では子どもの始期を明記しておらず、その理由は、条約の審議過程においても、出生時なのか受胎時なのかといった意見が対立し、最終的には、子どもの始期については、各国の解釈や制度に委ねられているものとなっており、日本におきましては、従来の法制度や解釈に従って、子どもには胎児は含まれないと解されております。

次に、札幌市子どもの権利条例をつくる際の条例制定検討委員会の最終的答申書の中でも同じように議論があつたものの、胎児は含めないとしてございます。現在の条例の条文そのものに子どもの始期は明記しておりませんが、前文の中で、誰もが生まれたときから権利の主体と規定しているところがございます。

したがいまして、事務局といたしましては、前回の委員の提案の趣旨は理解いたしますけれども、条例制定時の経緯を踏まえまして、表現としては「生まれたときから」とするのが適切と考えております。

なお、推進計画では、妊婦への支援とか子どもが生まれる前の母親や両親への子どもの権利に関する啓発などにも取り組んでいく予定となっております。

以上でございます。

○委員長 ご説明をありがとうございました。

それではまず、子どもとの意見交換につきまして、事務局からの説明に対して質問がありましたらお願いしたいと思います。

○A委員 参加者が小学生から高校生まだと広範になっておりますけれども、高校生は1グループに二、三人ぐらいつは入っていましたか。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 高校生は、参加が2名ござい

まして、1人ずつ各グループに分かれております。1グループにつきましては、高校生がおりませんで、最高学年で中学校3年生というグループがございました。

○A委員 今、高校生と中学生の割合を聞いたのは、話し合いの内容のワークシートを見ていると、かなり核心的なこともあって、これは小学生の意見ではないのではないかとということもあったものですから割合を聞きました。

子どもの権利のところをまとめた内容の2の未来「札幌のまちがこうなってほしい！」というところのポツの3番目に、「どんな家庭、どんな姿で生まれたとしても、みんな公平で仲良しのまち！」とあります。要するに、どのような家庭に生まれても、ライフチャンスが平等で、なおかつ公平性が保たれているということは非常に革新的な意見ですし、多分、これから議題にのるであろう施策の展開とか、我々の基本目標の中にも、公平性に対して言及しているところはないのです。そこをつかれて、かなり核心的な意見ですね。子どもが気づいているのに、そこが我々の基本理念にも余り触れられていなかったのも、弱かったのかなと思いました。できれば、こういう子どもたちの意見をどこかに反映できたらなと感じました。

○委員長 ありがとうございます。

今のA委員の意見について、ほかの皆さん方から何かありますか。公平に扱うという点が我々の委員会に入っていないのは問題があるのではないかとということです。

○A委員 問題というか、足りなかったと思って反省しました。

○B委員 私もそう思います。

困難な立場にあるお子さんへの対応と問題がないと思われているお子さんの対応をどうしても分けて考えがちです。そうではなく、そういう子どもがいつ何どき困難な状況に陥るかもわかりません。そういう意味では、このような考え方、公平であるというふうにすると、どんな状況になっても心配ないのだ、本当の意味での子どもの権利が活かされる場になると思うので、そのように取り入れたいと思いました。

○委員長 今、B委員からは、公平でなければならないという部分について、A委員よりももう少し強く、基本理念の中に入れたいということでありましたけれども、ほかの皆さんはどうでしょうか。

○C委員 子ども・子育て会議でも、全ての子どもにという言葉があります。全ての子どもにというぼやっとした感じで、言っていることはわかるのですけれども、それが子どもたちの言葉になるとすごく具体的な感じを受けます。私も賛成です。

それから、子どもの意見というのは、子どもの権利条例の中では全て生かしていくべきではないかと思えますし、出ていたことを大事にしてこれから考えていきたいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

B委員の意見に同調するということかと思えます。

ほかにかがででしょうか。

要らないという方はいますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 全員一致と押さえたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

子どもとの意見交換の部分について話をしております。

○D委員 参加人数も気になったのですけれども、小学5年生から高校2年生という幅もちょっと気になりました。例えば、この子どもの権利委員会にも高校生の委員が参加していますけれども、高校生の意見から積極的に意見が出るのは難しい会議の場であるのかなというのと同じように、小学5年生、6年生が高校生や中学生と一緒に場で発表していくにはちょっと抵抗があるのではないかと思います。

今、小学5年生とか6年生では、授業の中で討論会などもかなり行われておりますので、5年生、6年生の間に十分に意見交換ができるのではないかと思います。ですから、小学生は小学生で集めれば、気兼ねなく参加できるような場になって、もう少しほかの意見もいただけたのではないかと思います。

ですので、小学生、中学生、高校生とステージを分けてこういう場を持つと、もう少し参加人数がふえるのではないかと思います。

○委員長 もう少し分けて会議を持つべきだという意見でしょうか。

○D委員 はい。

○A委員 私はここに参加していないのでわからないのですけれども、ひょっとしたら、縦のラインがあったほうが小学生も言いやすい場合があるかもしれません。私は、小・中・高校と混ざって、大きなお兄ちゃん、お姉ちゃんたちに刺激されながら小学生が言うというあり方もあるので、どちらの場合もあるのかなと思います。

○E委員 その件ですが、小・中・高校で分けて募集したら人が集まるのではないかと考えたことについては、小学生はそれでいいと思うのですけれども、高校生はそのチラシを見ないので募集は厳しいだろうという点から、小・中・高校を合わせてやったのではないかと個人的には思っています。

それから、今、新川高校でも、新川地区の小学校と中学校と高校の4校で話し合いをして、ボランティアをやってみようという取り組みをしています。その中でも、高校生から提案して、これはどうですかと聞いてあげたときに、小学生がうなずいてくれたり、年代が違う人たちが集まった場でも積極的に発言できるお子さんはたくさんいます。ですから、上の年代に刺激されて意見を言える子もいるのではないかと思いますので、どちらの場合もよろしいのではないかと思います。

○委員長 ということは、D委員が懸念されていることは考えなくていいだろう、今のままでいいではないかという意見ですね。

D委員、よろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○委員長 それでは、もうしばらく今の体制でやってみることにしたいと思います。

○F委員 前回参加していないので、質問がとんちんかんだと申しわけありません。

まず、参加いただいている14名のお子さんに関しては、ある程度設定して14名まで絞り込んでいるのか、14名ぐらい集まってくれたのかというあたりはいかがかということが1点です。

それから、テーマをある程度絞っていらっしゃる中で、子育てしやすいまちというテーマが入っています。自然発生的に出たものをこちら側で設定したのかどうか、僕は勉強不足でわからないのですけれども、こちら側で設定したとすれば、そもそも育てられている人に育てやすいまちのトークをしてもらって十分な議論ができるのだろうか、それよりもっと身近なテーマはなかったのかなという気がするのですが、その辺はいかがですか。

○委員長 今の2点について、事務局からお願いできますか。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） まず、1点目の人数につきましては、特に選考などは行っておりません。お申し込みいただいた方が会場の都合の枠内でしたので、皆様にお越しいただきました。実は、もう少し応募があったのですが、当日のキャンセルというのが何人かいらっしゃいました。

○F委員 どのぐらいを想定されていたのですか。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 目安として20名ということで周知をさせていただいたところです。

2点目のテーマにつきましては、権利推進計画のみならず、現在策定中の子ども未来プランでも子どもの意見が必要ということで、子育てに関して、子どもの目から新たな視点はないだろうかということで、意図的にテーマを設けさせていただきました。

この3点につきましては、私ども事務局が三つを大きなものとして皆様にお示しして、その中のご検討いただいたという手法をとっております。

○F委員 わかりました。

現役の皆さんに聞いたほうがいいと思うのですが、テーマ設定はどうなのかなと思います。

○委員長 テーマ設定について、高校生委員から意見を伺いたいと思います。

お2人は実際に参加しているということですので、そういう立場から話していただければいいと思います。

○G委員 おくれてきてしまって申しわけありません。

私も、実際に意見交流に参加したのですが、当日、高校生が2名のみということで、ほとんどが小学生、中学生だったのです。それと同時に、子ども議会に参加しているのですが、子ども議会も同じように高校生が10人ほどで小学生が大多数です。子ども議会だと、話し合いが余り進まずに、高校生、大学生が何とか引っ張っていくという形なのですが、この日の話し合いでは、意見が子どもたちから次々に出てきて、自分たちが小学生にわかりやすく説明しなくても小学生が進んでみずから発言しているという様

子にとっても驚きました。

ですので、テーマをわかりやすい形に言いかえてくださっているのもそうなのですが、日々感じていることを、実体験を交えながら話している小学生はたくさんいて、まとめにもつながっているのですが、もっと大人にこうしてほしいなとか、自分たちもこうしたいという意見を次々と出してくれて、すごく充実した議論になったと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、H委員、どうぞ。

○H委員 私は、今回、F委員がおっしゃっていた子育てしやすいまちというテーマの委員会で議論させていただいたのですが、このテーマについてどう思うか考えてくださいということで先にプリントをいただいております、そのプリントを見ながらの議論という形でした。小学生、中学生になると、小さいお子さんがいる親御さんと相談して、こういうこともしてほしいなということで、自分たちで取材という形でアンケートをとった子たちもいました。

子どもの権利につきましては、その委員会は中学生までしかいなかったのですが、余り認知度が高くなく、今回、初めて知ったという声も上がっていたので、小学生、中学生の参加はもちろん大事だと思うのですが、そういうことをよく知っているであろう高校生の参加ももっと望まれるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、お2人から意見を伺ったのですが、F委員、どうですか。

○F委員 事前の準備があったり、当日、話がある程度深まったのであれば、それはそれでよかったのかなと思います。

○委員長 それでは、ほかに意見はございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 もう一つありますので、そちらに移ります。

基本理念の表現について、条約あるいは条例に照らし合わせれば、現行案が適切ではないかということで事務局から説明がありましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○B委員 前回、この話題が上がってから、地下鉄の掲示版を見まして、いつもは何気なく見ていたと思うのですが、健康さっぽろ21と銘打って書かれているポスターには受動喫煙について書かれていまして、子どもは受動喫煙で健康が侵されてしまうということです。それから、保健センターには、赤ちゃんの気持ちで考えようという妊婦宛ての掲示版がありました。

今回、教育委員会から出されたペーパーで、自己肯定感を高めて育ててあげましょうというお便りが来ていて、見てくださいという依頼が札幌市PTA協議会にありました。子どもの権利について書いてある場所があったので、そこをもう少ししっかりと書いていただきたいという意見を出させていただいたら、そのようにしていただけたのがとてもよか

ったと思われました。

ですので、地下鉄などの子どもに関する健康や扱われ方に対する掲示板にも、せつかくマークがあることですし、札幌市には子どもの権利条例がありますということで、ここにもある、ここにあるという形にしていただければいいなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 いいということであれば、次に計画の内容のところに移りたいと思います。

前回の審議を踏まえて事務局で修正を加えた点や、前回までは参考資料として示されていた具体的な取り組みなどが提示されたので、まずは、この点について事務局から説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) それではまず、計画の素案につきまして、お手元の資料5、6、7に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料5でございますけれども、前回委員会の意見を受けまして、左側に修正前の表現を、右側に修正後の案を一覧にまとめております。そして、下線部分が修正箇所となっております。

まず、1点目と2点目、7ページと8ページになりますけれども、アンケート調査の結果につきまして、子どもの自己肯定感と他の項目の相関関係について、表現がわかりづらいのではないかとということでございましたので、シンプルにわかりやすく修正したものでございます。

そして、3点目でございますけれども、子どもが意見を出すことについて、大人と子どもの意識の差の表現の部分で、こちらもありづらいということでございまして、修正をさせていただいております。

そして、4点目でございますが、課題を4点挙げておりますが、この部分だけ文末の表現が統一されていないのではないかとのご意見を受けまして、修正させていただいております。

これらを反映したものが資料6になっております。

資料6は、計画の第3章までとなっております。

ただいまの前回からの修正意見で、1カ所、表現を修正している箇所がございます。

1ページの2番の計画の位置づけ、関連計画との関係についてでございます。

子ども・子育て会議で審議しております次期の子ども未来プランとの関係をより明確に記載しているところでございまして、内容につきましては、前回ご説明させていただいたとおりとなっております。

子どもの権利委員会での審議を踏まえまして、次期の推進計画を新しい子ども未来プランの基本目標1に位置づけるという部分でございまして、推進計画といたしましては、現行計画と同様の計画書の資料を別途作成し、きちんと広報、普及を進めていくものでござ

います。

そして、訂正をお願いしたいのですが、1 ページ目の3 番に計画期間がございます。こちらは、5 年間としておりまして、西暦で言いますと2015 年から2020 年になっておりますが、2020 年を2019 年に修正をお願いいたします。

続きまして、資料7 でございます。

こちらにつきましては、前回、参考資料として、個別の取り組みなどは掲載していない状態でお示ししましたものから、今回、主な内容を掲載したのとなっておりまして、計画の4 章以降になります。

資料といたしましては、下線部分が現行計画から追加した部分となっております。基本目標ごとに、点線囲みの中に、参考として、権利委員会での意見を抜粋しております。こちらは、最終的には計画に掲載されるものではございませんが、審議の際の参考ということで、現時点で掲載してございます。

それでは、資料に基づきまして、次期計画の中で特に重点的に取り組むものや新たに取り組むものを抜粋して、幾つかご説明させていただきます。

資料7 の2 ページをごらんいただきたいと思えます。

基本目標1、基本施策1 としまして、子どもの権利の理解促進でございます。

最初に、啓発活動の充実ということで、認知度の低い30 代など、子育てに最もかわりが深い世代への働きかけといたしまして、絵本の活用や両親教室、母親教室との連携を進めたいと考えてございます。

続きまして、3 ページでございます。

市民参加による広報・普及というところでございまして、委員会の中でも、行政だけでは限界があるということで、さまざまな団体との連携を進めるとともに、市民の皆様にも広報、普及を担っていただけるような仕組みを検討したいと考えてございます。

1 点目は後ほどご説明いたしますけれども、2 点目につきましては、昨年度、作成しました絵本の大型版を作成いたしましたので、これを用いまして、読み聞かせ団体などと連携を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、同じく3 ページの基本施策2 の学びの部分でございます。

こちらは、新たに、障がいのあるお子さん向けの理解促進を進めるという観点で、教育委員会と連携して、どのような章が最も適当なものなのか、調査研究を進めたいと考えているところでございます。

続きまして、4 ページ目に移っていただきます。

小・中学生向けパンフレットの活用というところでございます。

現在、現行のパンフレット見直しをしてございまして、この活用を進めるものでございます。

続きまして、基本目標2 「子どもの意見表明・参加の促進」でございます。

新規といたしまして、5 ページの一番下の表の最初の項目ですが、子どもレポーターの

設置というところでございます。

子ども自身が子どもの権利の取り組みを発信するという一方で、子どもとの意見交換でも出ていた内容でございまして、こちらについて取り組みを進めたいと考えてございます。

続きまして、6ページ中段の丸、地域における子どもの権利の参加の支援というところでございます。

最終段落の部分でございますけれども、地域で子どもに関する活動を行っている団体に対し、参加のノウハウなど、実践的な提供方法をどのようにすべきかについて新たに検討したいと考えております。

続きまして、8ページ目に移っていただきまして、基本目標3「子どもを受け止め、育む環境づくり」、そして、9ページには、基本施策1とございまして、保護者への支援の部分でございます。

先ほどの母親教室での啓発ですとか基本理念の部分でも触れました妊婦支援などを位置づけているところでございます。

続きまして、9ページから10ページにかけては、いじめと不登校の取り組みを掲載してございます。

不登校につきましては、10ページに、相談指導教室とか教育支援センターなど、教育委員会としての取り組みを掲載しているところでございます。

そして、13ページ目に移っていただきまして、基本目標4、権利、侵害への対応といたしまして、主な取り組みを14ページ以降にまとめてございます。

まずは、アシストセンターの取り組みとか、いじめ防止対策推進法に基づく取り組みなどを進めるとともに、15ページ、児童虐待の取り組みとか権利侵害を起こさない環境づくりにつきましても、継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上、主な取り組みを簡単にご説明させていただきました。

第5章の計画の推進と評価につきましては、現行計画と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

計画といたしましては、第5章の後に、先ほど説明いたしました子どもとの意見交換の概要とか審議計画などの参考資料を掲載する予定となっております。

推進計画の主たる部分につきまして説明させていただきました。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、次回の日程につきましては、既にご案内のとおり、10月6日を予定してございます。事務局といたしましては、計画素案を11月上旬には確定したいと考えてございまして、10月末ごろに計画素案策定前の最後の委員会を開催したいと考えてございます。

今回を含めまして、残り3回の委員会で審議を進めていただき、12月以降、計画の市民意見を聞くためのパブリックコメント手続を行い、2月以降の計画策定ということで公表を予定しているところでございます。

パブリックコメントの結果などを含めまして、子どもの権利委員会にも随時報告したい

と考えております。

以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

まず、前段の第1章から第3章までは前回の意見が反映されているところですが、その点については、改めてごらんいただいたと思いますけれども、第1章から第3章までにつきまして、さらにご意見がある方は出していただきたいと思います。

○B委員 細かいところで恐縮ですが、5ページの真ん中辺の(2)の①子どもの意見表明・参加についてのところで、「様々な場において」から「(大人)」までと、「自分の考えや思いがあるときに言うことができるか」(子ども)の鍵括弧が抜けているかと思いました。それがなかったので、急に何を言い出したのかわかりづらかったです。要するに、グラフの何番という表示がなく、復唱するわけですね。子どもが意見を言ったり参加したりすることについてどう考えるか(大人)という質問を鍵括弧で復唱していて、ずっとその説明パターンで書いてあります。それに対して、グラフ番号などがつくると、このグラフのことについて書いているのかというのがわかりやすいと思いました。

○委員長 指摘がありました。事務局、いかがですか。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) 表現を検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 9ページの④不登校の状況についてのコメントですけれども、「推移は以下のとおりになっています」というまとめ方です。ほかのグラフに対しては、こういうふう読み取れるようなことが若干の差でも結構書かれているのに、不登校の現状に対しては、確かに以下のとおりですが、ここから読み取れる委員会からの意見が書かれたほうがいいように思います。でなければ、全ては以下のとおりなのです。

○委員長 不親切ですね。

今の指摘についてはいかがですか。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) おっしゃるとおりですので、教育委員会と相談して考えたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○I委員 今のところに関連して、平成24年度には不登校が減っています。これは、どういう評価を下すのでしょうか。2通りあると思います。減ってよかったねというのと、減っているのだけれども、実はこうだねというのは、どういう評価になるのですか。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) それも含めて、次回、文案をご提示させていただきたいと思います。

○I委員 文案はいいのですけれども、現時点でどういう評価をされているのかをお聞きしたいのです。

○A委員 これは難しいのです。例えば、割合ではないので、コメントも分析もなかなか

難しいかもしれません。

○I委員 極端な言い方をすると、行きたくない子が無理やり行っているということもあるわけで、そうではなくてという裏づけがあるのか、その辺はどう分析されているのか、非常に微妙なところのような気がします。ずっとふえているわけですね。僕らも事件で直面するけれども、行きたくないときは行かなくていいよ、無理に行く必要はないよという指導をしています。そうではなくて、やっぱり行かなければだめだという動機づけがあって、それで減っているのか、そうではなくて、学校の環境が劇的に改善されて減っているのか。これは、グラフにすると半分ぐらいになっていますけれども、下がなみなみになっているものですから、余り減っていないのです。そのところもひっくるめてどう分析されているのか、微妙なところだと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 そのあたりも検討して出してください。

ほかにございますでしょうか。

それでは、第1章から第3章まではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 次ですけれども、次期の推進計画で何を進めていくかということについても先ほど説明があったわけですが、事務局からは、その点に関しては最後まで説明を受けております。

本日を含めて3回、次回は10月6日、次々回は10月末ごろ、そして素案を完成することですので、この部分については、基本目標1から順番に見ていきたいと思えます。

まず、基本目標1に関しまして、質疑あるいはご意見を出していただきたいと思えます。

○A委員 3ページですけれども、5年間、改定はしないわけですから、5年後にも通用しなければいけないことだと思います。

まず、事業の取り組み名で、既存のものとして使っていると思うのですが、障がいのある子どもへの理解促進の充実とありますけれども、障がいをどういうふうに捉えるかというのはなかなか微妙です。欧米では、こういう言い方は絶対にしないような形です。ハンディキャップという言葉は使わないということです。日本の取り組みの事業名にはどういう言葉を使えばいいのかというのはなかなか難しいところですが、少なくとも5年後にはどういう状況になっているかも含めて、これしかないのであればこれでいいと思えます。ただ、私たちの委員会の中で障がいというものをどういうふうに捉えるのか、障がいのある子どもという決めつけ、そのことや何かに対する繊細な意識は承知おきしておかなければいけないのかなということも含めて、この表現は5年後にどうなっているのかという懸念があるのが1点です。

もう一点ですが、同じページにピアサポートという言葉があります。9ページにもピアサポートという言葉があって、札幌市教育委員会でも随分前から入れていることです。ピアサポート自体を否定するわけではないのですけれども、大変難しい手法だと思うのです。

それを子どもに、割と軽く、仲間内で問題解決しなさいという乗りでお書きになっているけれども、本当の意味でのピアサポートというのはすごく難しいです。それを子どもたちに、自分たちの問題解決能力でということ、しかも3ページと9ページの2カ所も入っていて、それが適切なのかどうと思います。ピアサポート自体を否定するわけですらないのですけれども、これもなかなか微妙なものなのかなと思いますので、そこの指摘はしておきたいと思います。

○委員長 今、2点指摘していただきました。そのうちの1点というのは大変なのではないですか。そういう意味では、後のピアサポートの点についての教育委員会の考えをここで話せることがありましたら出していただければと思います。

○事務局（野切教育委員会児童生徒担当係長） きょうは、課長の須藤が欠席なものですから、私から説明させていただきます。

ピアサポートは、確かに、A委員がおっしゃるとおり、正式には、ピアサポートの学会がごぞいますし、そういったところで行っているものをそのまま学校に持ち込めるかという、例えば指導者の問題もありますし、正確なものとなると難しいということは認識しております。一方で、子ども同志がお互いに支え合うという部分で、ピアサポート的といえますか、ピアサポートの考え方を生かしたいということがあるのですが、書き方として、捉えにくい部分があったり、誤解を生むような部分があるようであれば、持ち帰らせていただいて、検討させていただければと思います。

○委員長 では、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

○I委員 書きぶりについてですけれども、基本施策というのがありまして、総論が書いてあります。それで、事業取り組み名というのがありまして、この位置づけについてです。

例えば、今、A委員からご指摘もあった基本施策2の子どもの権利に関する学びの支援というところがあって、4行の総論が書いてあります。その下に枠組みで二つのことが書いてあるのですけれども、これはどういう関係になると理解すればいいのですか。こういう4行のことを一生懸命やるのだけれども、事業、取り組みを特に一生懸命やりますという理解でいいのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 具体的なものを挙げているのが下の表の中身になります。

○I委員 具体的なものを下で挙げているのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ですから、事柄としては、例えば、学びの支援ですと、権利に関する深める云々とあります。実際に市でやる事業名としては、障がいのある子どもへの理解促進の充実という事業を立ち上げて、実際に推進していくという形になります。

○I委員 要するに、この二つを事業としてやるということですか。この二つしかやらないということではないですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） あくまでも、今のところお示しできるものとしてこの二つということです。例えば、札幌市でいきますと、骨格予算という形になりまして、具体的な新規事業などを掲載しにくい状況にございまして、とりあえず、今、皆様にお示しできるものについて、こちらに掲載させていただいているところでございます。

○I委員 というと、この4行のことをやるのだけれども、現時点で示せるのはこの二つだけということですか。ほかにも、三つ目、四つ目、五つ目が出てくると思うのだけれども、現時点ではこの二つだけということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） はい。

○I委員 いろいろやるのだけれども、特筆すべきものはこの二つですよというわけではないのですね。今のところやるのはこの二つですよということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 現時点でお示しできる内容としましては、この二つということですか。

○I委員 しかし、二つにとどまることはないということなのですか。三つ目とか四つ目はいつごろ出てくるのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 新しい市長が決まって、その後になろうかと思えます。

○I委員 それでは、それまではこの二つしかやらないということですか。読んでいるときに、どう読んでいいのかがよくわからないのです。特にこの二つを頑張るといふのであれば、そうなのかなという気はするのですけれども、事業、取組名と書いてあると、とりあえずこの二つしかやらないのかなとも読めます。客観的にこれを見た場合ですよ。

この二つを特に頑張るのであって、ほかにもいっぱいやるのですよというお答えを期待していたのですけれども、そうではないのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） いえ、そういうことです。この二つもやるのですが、例えば、予算の状況ですとか、市長の考え方も反映したものを、新まちづくり計画というものができるとは思いますが、その中でもっと具体的なものが出てくるのかなと考えているところでございます。

○I委員 そうすると、この二つで終わってしまう可能性もあるのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 可能性としてですか。

○I委員 今のご説明だと、可能性はあるわけでしょう。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 可能性ということでございますと、あります。

○I委員 ですから、特に頑張るといふことではないのですね。今の段階ではこの二つですということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そうです。

○I委員 現段階でたくさんあるのだけれども、この二つを特に頑張るといふのではなく

て、現段階ではこの二つ限りですよというご趣旨ですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 今のところお示しできるのはこの二つです。

○I委員 わかりました。

○委員長 B委員、さらに何かありますか。

○B委員 理解の仕方なのですけれども、主な事業なのか、現時点での事業なのか、市民はどちらで理解して見ればいいのかということだと思います。主な事業ではなく、現時点ではっきり明記できる事業と理解すればいいということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） はい。

○I委員 ですから、これを読む人たちは、特にこの二つを頑張るという趣旨なのかなと思うのですけれども、事業、取組名と書いていますので、三つ目、四つ目があるのであればここに書かれるのであろうなと思って、現時点では恐らくこの二つなのだろうなという気持ちになってきたものですから、先ほどそういう質問をさせていただいたら、そうだ、現時点ではあくまでもこの二つだということでした。それで、予算のつきぐあい等々によってはこの二つでとどまる可能性もあるというご説明だったので、ちょっと残念だったなという気持ちがします。

○A委員 今、I委員から、ちょっと残念だという言葉がありました。確かに、子どもの権利の理解促進とか普及活動の充実というところは事業が打ちやすいのだと思うのですけれども、学び支援というのは今のところこの二つしかお示しできるものがないということで、ちょっと寂しいです。

子どもの権利に関する学びの支援というのは、やっぱり非常に大事なところだと思うのです。それは、教員でまだよくわかっていない方もいらっしゃるだろうし、教員にももっと学んでほしい、親にも学んでほしいということを含めれば、このところはもう少し厚く事業展開してほしいという要望はここで言えるのかなという感じはします。

○I委員 本文には、「子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します」と書いてあるわけですか。これは、二つのうちどちらなのですか。一般的な普及活動とかはさておくとして、「子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します」というのは、二つ書いてうちのどちらですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 障がいのほうは、こちらに含まれると思います。先ほど言いましたが、これだけに限定するわけではなくて、例えば、成長・発達段階に応じて、媒体の活用や表現方法によって取り組みを進める。そのうちの一つの例示として挙げているのが障がいのほうの理解促進の充実となります。ですから、本来、事業として上げられるべきものは幾つかあるのですけれども、ここまでの事業しかお示しできていないというところがございます。一応、考え方としては、ここに書かれているとおりということでございます。

○I委員 事業内容は、障がいのある子どもですよね。子どもの権利に関する理解を深める内容や方法について調査研究を進めるとなっていますね。この対象は誰なのですか。障がいのある子どもに対して教え込むということですか。

○F委員 そもそも、基本目標を設定して取り組むのは、行政もしくは教育という理解ですね。これは、一般市民に向けてということではなくて、内部という理解でいいのですね。行政もしくは教育委員会が自分たちの計画の中に盛り込んで取り組んでいく目標設定をして、それを行政の中で周知していくということですね。

ですから、この文章は一般には出ないのではないですか。市民向けの広報誌の中に折り込まれる内容なのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 広報誌にですか。

○F委員 推進計画の未定稿が最終的に活字になって市民にオープンになるのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） なります。

○F委員 そうということであると、行政の中の努力目標であれば、どうぞ頑張ってくださいということですがけれども、先ほどからA委員がおっしゃっているようなピアサポートの表現とか、障がいのある子どもの権利とか、結構きわどい文章があって、4ページ目の民族人権教育もそうです。「民族や子ども、女性、障がい者等の人権などに関する指導方法の工夫改善を図る」となってしまうと、一般的に見ると、女性の指導方法の改善とか工夫と言われてもみたいな話になります。行政内で申し合わせる分にはいいですがけれども、市民向けにされると、僕らはこんなことを指導されなければいけないのかなということを読んで大人になるのかなと思うのです。

ですから、突っ込みどころは結構出てくるので、今、I委員がお話しになられていることも含めて、誰が誰に向けてどう考えていくかというあたりで、行政がこういうことに取り組んでいきますということを市民にお示しするのであれば、表現、事業内容の取り組みなども含めた検討にはもう少し時間が必要だと思います。ですから、市の中や教育委員会の中で協議され、検討されることであれば全く問題ないと思います。この後にどんどんいろいろなプランがふえていたり、市長がかわって、予算がついて、いろいろなものがふえていくのは全然問題ないと思います。もしもこれが市民にぼんと出たとしたら、検討をもう少ししなければいけないと思う部分があります。その辺の解釈をもう一度お願いしたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 計画の取り扱いということですね。

○F委員 ですから、学校教育部で教員向けとか教育委員会の中でということ、民族、子ども、女性、障がい者等の人権などに対する指導方法の工夫、改善を図りましょうということを周知するのであれば、全くどうぞということなのですがけれども、これを市民に公表すると、我々はそういう工夫を図って教えていただくのだからとなってきたり、ちょっと解釈が変わってくると思います。

○事務局（野切教育委員会児童生徒担当係長） 今、4ページの部分についてもご指摘い

いただきました。民族・人権教育の推進のところで、順序が逆になっていて文章として読み取りづらいところがあるのかなと思って伺っておりました。例えば、文章の頭に「各学校において」を入れて、「各学校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権などに関する指導方法の工夫・改善を図る」ということであれば、教師が指導方法の改善を図るということに教育委員会として取り組みますので、市民の皆さんに知っていただいたり、自分のお子さんの学校ではどうかを考えていただいたりという示しなのかと思います。読んでいって、最後に「各学校での」となるところがわかりにくさになっていると思っていました。

○F委員 そうではなくて、受け手側として、私たちは間違った理解をして生きているので、指導方法を変えて、工夫して、もう一度正しく教えようと読み取れてしまうのです。ですから、教える側が工夫してちゃんと教えなければ、自分たちがだめだよねと言っているのだと思うのですけれども、私たち市民が間違った理解をしているので、うまく教えるために工夫、改善しようというふうにとれてしまう可能性もあるわけです。そういうところも含めて、文章の表現はもう少し慎重であるべきです。ですから、間違っているのはどっちというか、両方とも間違っていないと思うのですけれども、工夫、改善が図られるのは誰のためかということもあります。

○委員長 主語とか主体が必ずしもはっきりしていないですね。そういった意味では、書き直さなければいけないということです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 表現方法を工夫させていただいて、もう少しわかりやすいように検討させていただきたいと思います。

○F委員 さらに言うと、その先に実践研究とあるのですけれども、研究・成長過程という理解になってしまうので、研究の一つの素材にされるとたまったものではありません。

○委員長 時間のない中でやらなければいけないとは思うのですけれども、何をやろうとしているのがはっきりしてまいりませんので、そのあたりがわかるようにしていただきたいと思います。

今の点は、事務局への宿題としたいと思います。

ほかにいかがですか。

○F委員 わかりやすいところはすごくわかりやすく、例えば、基本目標4の権利侵害などだと、予算とか制度とか新しい施策ということで、安心ホットラインをつくるとか、オレンジリボン協力員をふやすとか、相談支援体制を強化するためとか、24時間体制でこういうことをしていきますというのがわかりやすいので、こういうところはとても整備しやすい部分だと思います。逆に、普及啓発というところになると、なかなかわかりにくくなります。ですから、頭のほうをすっきりしないと、頭でつまずいてしまうと、せっかく後ろのほうでいいことをやっているのに、そこに行く前にクレームがついてしまうという話になるとまずいと思います。

○委員長 全面的にだめだと言っているわけではありませんので、その点はもっと自信を

持ってください。

高校生委員から、ここはどうなのかというところはありませんか。

○H委員 基本施策2の2段落目です。

私の読み込み不足かもしれないのですが、2段落目の内容は、どうしても基本施策1の子どもの権利の理解促進に当たるのではないかと考えていたのですけれども、どうでしょうか。

○A委員 おっしゃるとおりで、読み込み方によって両方に解釈できる形になっています。ですから、障がいのある子どもに対しても、あなたの権利がわかるような学びを支援しますというところに入っています。しかし、読み方によっては、障がいのある子どもの権利を一般の人たちにもわかるように啓発しますとも読めます。ですから、ここも本当に曖昧だと思います。

○I委員 どちらなのですか。

後者かなと思っていたのですが、読んでみると、前者なのかな、そんなことを本当にするのかという気持ちになってきます。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 私どもは、学びの支援のほうと考えております。

○I委員 学びの支援ということは、要するに、障がいのあるお子さんに対してアドバイスをわかりやすくするということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そういうことです。調査研究をまずは進めるということです。そして、最終的には資料なり何なりを作成したいと考えているところです。

○I委員 これが前段の成長・発達段階に応じてということについて、ひとまず、現時点では、障がいのある子どもが成長・発達段階に応じてということに対応するということですか。障がいといってもいろいろとありますね。発達障がいもあれば、手足の障がいもあれば、いろいろありますね。何をされるのかがわからないので、もう少しわかりやすく書いていただければと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） その部分も含めて整理させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○J委員 皆さんの学びの支援に対する熱い思いがすごく伝わってきて、自分自身も何か申し述べたいという思いから手を挙げてしまいました。

私自身、制度、仕組みから言うと、障害児通所支援事業というところが絡んでくるのですが、障がいについては、ずっと言葉がひとり歩きして、そういうレッテルを張ることを助長するようなことを市民に広報するのはいかがなものかという思いがあります。また、これからずっと続くであろう事業名ももう少しお考えいただければと思います。特別に支援が必要な子どもたちとか、その書き方はいろいろあると思います。

言葉尻をつかまえるわけではないのですが、理解促進の充実のところ、調査研究を進めるとあります。先ほどのF委員の話に賛成するところが多々あるのですが、いみじくも先ほど言葉に出ました。調査研究を進めて資料をつくるのだというところで、それが目途であれば、それを明記したほうがわかりやすいのではないかと思います。その先は、少なくとも、この計画期間中は進めるだけで、そこから先は次の計画の期間ですかとなったら、結局、特別に支援が必要な子どもたち、もっと言えば、成長・発達段階に応じてというのは、自分たちがかかわっている分野で言えば、児童発達支援とか放課後等デイみたい形で、未就学とか就学以降でどんなところが必要なのかを調査研究しましょうということです。そうすると、彼らが対象になってしまうという危惧を覚えた次第です。

結局、調査研究を進めるでおしまい、それからどうするのかという、これからどうなるかは考えましょうねと。もっと言えば、先ほどの話では、この事業がどうなるかわかりませんよという話で、結局、子どもたちが取り残されてしまうのではないかなという危惧を抱かざるを得ません。

そういった中で思うのは、もっと高いレベルでの危機感を持っていただいて、落穂拾いの視点を不断に持っていただきながら、全市を挙げて取り組んでいただいて、自閉の子も含めて、子どもたちを抱えている親御さんとか、それにかかわる多くの人たちが実感できるような取り組みを進めていただければと思います、自分の願いも含めて申し上げました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

調査研究だけにとどまってしまうのか、すごい指摘ですよ。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） この表現も、我々だけで書き加えられない部分もございまして、財政のほうとも相談しながら、どこまで反映できるか、次回までお待ちいただければと思います。

○委員長 次回を楽しみにしております。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○C委員 絵本を活用してということが何個か出ているのですが、私が本屋に買いに行ったら売っていなかったのですけれども、これから増刷してということになるのでしょうか。一般の方でも手に入るようになるのでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 市役所の2階と子ども未来局で1冊420円で売っています。

○C委員 一般のところでは売っていないのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 書店では売っていません。

○C委員 今でも市役所では売っているということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ございます。

○C委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○B委員 絵本についての質問ですけれども、先ほど大型絵本にされたという説明があったかと思うのですが、それも販売だけでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 貸し出しだけです。

○B委員 もう完成しているのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ございます。

○B委員 それは、どちらに言えばいいのですか。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 大型絵本につきましては、完成はしたのですが、貸し出しに向けた準備を各機関にお願いしている最中で、中央図書館、子育て総合支援センター、幼児絵本ネットワークという幼児教育センターの中で市内の幼稚園、保育所に貸し出す機関がございまして、そこは無償で貸し出しを行うのですが、そこに現在お願いしているところです。貸し出しの準備ができましたらこちら連絡が来て、その上で皆様に広報という予定でございまして、もうちょっとお時間をいただきたいという連絡をいただいております。

○B委員 わかりました。開放図書館に直接案内が行くような道をつくっていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○F委員 子どもの権利を生かした学校教育の推進のところで、今ある小・中学生向けのパンフレットを見直して、その後、授業の中で教える機会が図られるように取り組みますということでした。これは、書いていただくのは今回が初めてではないですか。前からありましたか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） パンフレットですか。

○F委員 パンフレットなどを使った授業を学校で生徒向けにやりますよというのを前から表記されていきましたか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 取り組み状況報告の中では、例えば、パンフレットの内容に合わせたDVDをつくって、学校で授業なりをやっていただけるように用意してございます。

今回、より一層、授業で使いやすいものに内容を見直して、その後、もう少し活用が図られるようにということで記載させていただいております。

○F委員 積極的な表現で大変いいなと思っておりまして、これを実践されると、高校生委員で来られた方は、授業で習ったことがあるというのをみんなが当たり前のように委員会の中で言えるような状況ができ上がるはずです。そういう意味では、こういうことを積極的に表記し、取り組んでいただくことがすごく重要であって、その付加価値的に絵本があったりすると思います。絵本も、サロンなんか置いておいて、就学前の子どもたちに読み聞かせができるような工夫などをもっとしていただけるといいなと期待しています。

○委員長 評価しています。

ほかにございますか。

○K委員 基本施策2の子どもの権利に関する学びの支援の事業、取り組みのところで、先ほどの説明を聞いていると、事業内容のところで、「障がいのある子どもの」ではなくて「障がいのある子どもが」という解釈でいいのでしょうか。支援を要する子たちがみずからの権利をしっかりと捉えて主張していける子たちに育てたい、そういうことを進めていくというふうに理解してよろしいですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そのとおりでございます。

○K委員 もう一つ、家庭教育学級の推進について、各学校で一時期よりは学級数が随分と減ってきている流れがあると私は捉えているのですが、家庭教育学級を推進するというのは、減少傾向にある家庭教育学級がどこの小学校や中学校でも開催できるような働きかけをしていくというふうに捉えられるのだけれども、それが子どもの権利に関する学びの支援とどう結びつくか、ここの文章からでは私にはずっと落ちてきません。そのところと家庭教育学級の推進が結びつくか、この表現ではちょっとわかりにくいのではないかと思います。

○委員長 今の指摘についても、きちんとした文章にさせていただけるのですね。曖昧なところが出てきています。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 検討させていただきます。

○委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、基本目標1に関してはこの辺にして、時間のある限り、基本目標2に移りたいと思います。

ご意見のある方はお願いします。

○D委員 子どもの意見表明に関する広報・啓発の部分で、事業と取り組み名が二つ挙げられていまして、下では出前講座、出前授業の充実となっているのですけれども、これは、子どもが意見表明をしやすい環境づくりを進めるために、一体どんな出前講座などを考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 例えば、事業や出前授業などの中で子どもから意見を発表してもらったり、そういったことに取り組んでいきたいというところがございます。実際に、今でも、授業の中で、子どもたちに、これに関してどう考えていますかという問いかけもいたしておりますので、それをもっと充実させていきたいというところがございます。

○D委員 出前講座を子ども向けに積極的に行うということですか。それですと、子どもが出前講座を頼むということになるのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 要は、大人には子どもが意見表明しやすい環境にできるような雰囲気をつくってほしいという話をするような形になります。大人に対して意見を言いやすくするような雰囲気づくり、環境づくり、そのために私どもが出前講座で、子どもと接するときには子どもの意見が出やすいような形でお話を聞いて

くださいとか、お話をしてくださいとか、取り組みをしてくださいということを講座の中でお話ししていくということです。

○D委員 私にはよくわからないのですけれども、出前講座はすごくたくさんあって、出前講座を頼みたいと思ったときに、そこから選ばなければいけないですね。選ぶ講座がなかなかないというのが市民としての意見です。それを、こんな出前をするから呼んでくださいと言っている、需要がなければしょうがないですね。ですから、出前をやりますと言っても、それはやりたいほうの話ですよ。呼びたいほうとしては、その出前をしてもらいたいかわからないのに、出前講座をやりますというのでは、子どもの環境づくりのための積極的に行う普及活動としては市民に伝わらないのではないかと思います。出前講座は、結局、頼まなければ行われなわけですよ。ですから、出前講座を充実するのが広報、啓発になるのだろうかと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 例えば、子どもの参加に関する出前講座というのも私どものメニューの中に既にございます。それから、子どもの権利の推進の二つがあります。その二つだけですけれども、どういった内容の講座だったらぜひともお話を聞きたいとなるのか、もし意見がございましたらお知らせいただければと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○A委員 同じところですが、ここに二つの非常に局面の違う子どもの意見が並列されています。最初の段落は、子どもの声を生かして地域のまちづくりのための意見表明ですけれども、その次の段落は、もし権利侵害になったときの意見表明ですね。これは、例えば、児童虐待を受けている子どもが、このまま親と一緒にいたら殺されるというような意見表明が一番切実ですが、それも意見表明であり、声を上げやすい環境づくりを進めていきたいと思いますというのが同列にするのはちょっときつものがあります。一番切実な権利侵害は、親からの虐待の権利侵害です。それをまちづくりと一緒にさらっと書いてしまうのも切ないです。虐待されても虐待されても死ぬまで声を上げられない子どもが本当に多いわけです。ですから、それに対して、周りに助けを求めてもいいのだということもうちょっと普及させたいし、その意味では、位相の違うものが両方並んでいるので、何か工夫があってもいいのかなという感じもします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 今のA委員のお話を踏まえて、検討させていただきます。

○委員長 ほかにご意見等はいかがでしょうか。

○H委員 質問ですが、基本施策3の事業・取組名の四角の下のところ、「上記事業のほかにも、様々な施策において子ども体験活動事業を実施します」となっています。ほかのものは全部挙げられていると思うのですが、何でここだけ省略してしまったのかなというのがとても不思議ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 札幌市ではさまざまな施策で子ど

もの体験活動の事業を実施してありまして、書き切れなかったので、象徴的なものを挙げさせていただいております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○副委員長 6ページ目をお聞きしたかったのですが、施設等の運営への子どもの参加の促進のところ、上のほうにある児童会館やミニ児の運営委員会の部分についてはいいのですけれども、その後段で、「学校においても」と始まる部分があります。生徒会サミット、これはいいのですけれども、その後の大人と子どもが学校の行事や決まりなどについて話し合う場を広めていくなどということがあるのですが、これはイメージとして具体的にどのような事業展開になるのかをお聞きしたかったのです。

それから、もし学校においてもというのであれば、学校教育部が全くかかわらないようなことになるイメージになってしまうのですけれども、そのあたりはどのようなことを想定されているのかをお聞きします。

○事務局（野切教育委員会児童生徒担当係長） 大人と子どもというのは、例えば、高校などで行われている三者会議など、学校の決まりに関するようなことについて、親の意見をもらったり、PTAの意見をもらったり、子どもの意見も出したりという場が、特に高校ではあるということで、意見が言える年齢ということにももちろんよると思います。全ての高校ではないと思うのですが、そのようなことがイメージとしてはあったのですけれども、捉えにくいというご指摘もあるのかなと思って伺っておりました。

下の事業のほうに学校教育部の事業がないということで、そのご指摘についても、私たちでも、そこに学校教育部としての取り組みを入れたほうがいいのか、学校で行う話し合いとか子どもたちの活動ですので、あえて事業という形で出さないというか、それは学校でそれぞれやっていたということと押さえたほうがいいのか、検討させていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにどうでしょうか。

○I委員 先ほど、広報啓発のところA委員がおっしゃっていたのですけれども、権利侵害に遭った場合のSOSについては、二つありますが、どちらになるのでしょうか。

○F委員 事務局がお答えになる前にかぶせて申しわけありません。

A委員、I委員がおっしゃっているところをずっと読み込んでいたのですけれども、これはすごく大事なことなので、一つの丸の中におさめてしまわないで、基本施策を丸二つにして、見出しをつけて分けたほうがいいと思います。分けた場合に、今、I委員がおっしゃっているように、どれがSOSを上げられる施策につながるのかと考えたときに、事業を新たに盛り込むか、もしくは、ここでカバーし切れないのだったら、4のところへ完全に移してしまうかしないと、多分、回答にも苦しまれると思います。

○I委員 パンフレットには、虐待を受けたときなどは書かれているのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） この説明文と事業の内容は必ずしも一致していなくて、事柄として権利侵害についての部分を書いております。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 今、I委員からお問い合わせいただきました、パンフレットの中で権利侵害に遭った際にという事柄ですけれども、こちらについては、現在のパンフレットでも若干触れております。現在見直し作業中のパンフレットについても、困ったことがあったときや権利の侵害があったときには、こういうところに相談できますということを小・中学生に周知できるようなものにしようということで、現在、取り組んでいるところです。

○I委員 出前講座、出前授業といっても全学校を回れるわけではないですから、どちらかという上の方かなという気はしたのです。このところは、ほかの委員もおっしゃっているとおり、大事なところだと思いますので、しっかりと再構築されたほうがいいのではないかと思います。ぼんと出てくると、非常に唐突感があって、これしかしないのかなと思って読んでいくと、最後のほうで、いろいろとやるのだということがわかります。F委員が先ほどおっしゃったとおり、ぼつんと出てくるのであれば、後のほうに集約させてしまったほうがいいのかなという気もしますので、私もそういう意見を述べさせていただきます。

○委員長 このあたりも、再整理していただいて、ちゃんとおさまるように書いておいてください。

ほかにいかがですか。

○G委員 6ページ目の施設運営への子どもの参加の促進というところで、事業・取組名のところに、わたしたちの児童会館づくり事業とあります。この中に児童会や生徒会もあるというふうに先ほど説明されていたと思うのですけれども、4ページ目にも、上から三つ目の事業で、子どもが児童会・生徒会活動などに主体的に参加したりなどとあります。これは似たような内容ですけれども、教育の場として見た場合はこちらで、施設運営をするに当たって、自分たちで進めていくという場では基本施策2のほうに当たるのだろうかというふうに疑問に思いました。

○事務局（野切教育委員会児童生徒担当係長） 児童会・生徒会と文章にはあるのに施策のほうに何もないというところがわかりにくさにつながっているのかなと思います。児童会館やミニ児童会館の取り組みと児童会、生徒会の取り組みが一緒にとは恐らくならないので、本文のほうの書き方を直すか、下に事業的な事柄を何か加えるか、整合性が図れるようにしたいと思います。

○K委員 6ページですが、「学校においても」のところで、先ほど高校などというお話がありました。「発達段階に応じて」という言葉があるからいいとは思いますが、学校の行事や決まりというのは学校の教育活動ですね。施設の使い方とか、そういうレベルではないと捉えてしまうと、当然、小学生や中学生が行事をするか、しないかを論議してとか、教育課程上、そういうふうにはならないと思います。そこに違和感があります。高校生が学校祭をどういうふうに運営していくかとか、どういうテーマでやってとか、中学校でも小学校でもテーマを決めるとかはあるけれども、行事そのものについてどうする

かという論議をするというのは、教育課程そのものに子どもたちがかわるということで、そこは異質に感じてしまいます。

○事務局（野切教育委員会児童生徒担当係長） 今、K委員がおっしゃったように、どの段階を子どもたちに考えてもらうといいもので、どの段階を教師なりの大人が決めたほうがいいのかというあたりの書き分けもこの中にはできていなかったのも、どちらにもとれるという意味では説明が不足していると思います。ですので、教育課程までを含めて子どもたちというのは逆にできないことだと思いますので、そこが誤解されないようにいたします。

それから、見出しが施設等となっていて、施設等というと、児童会館とかのイメージが強くて、学校のことと捉えづらいつい見出しの中身もあると思いましたが、そこも含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 先ほどから、主語と、誰に向けたものかという文章のことが言われていますけれども、7ページに「必要です」という表現が2カ所あります。これを読んでいると、私たちに対してそういうふうに理解してくださいと言っているように思えます。普通に、捉えていますということですね。全体的には、進めていきますとか、取り組みます、行政がこうしていきますという文章にはなるのですが、時々、捉えていますではなくて、捉えることが必要ですと私たちに言っているのかなと思う文章が入ってくるのでぼやけるのだと思います。

先ほどからI委員が、これはどちらの事業に対してですかとおっしゃっていて、私は第1次のときにも話したかと思うのですが、この内容が受けている事業はこれであるということがわかるような形にさせていただいたほうが市民としてはわかりやすいと思います。この文章で言っていることはこの事業が担っているのだなと思うと、その事業に意味も出てくるし、理解しやすいので、とても文章が長くなっております。下線部を足していっているので、余計にぱっと見てわかりづらくなっています。それでいて、文章が長い割に事業が少ないという印象になってしまうので、事業内容の中に事業をする意味みたいなものを盛り込むであるとか、全体的にはもう少し工夫が必要だと思います。

○委員長 今の指摘も、きちんと押さえておいてください。

それでは、そろそろ時間も迫ってきておりますので、今回は、本日の意見も踏まえつつ、さらに第3、第4の目標の話し合いをしていきたいと思っております。

事務局から、連絡事項がありましたら出してください。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 次回の委員会は、既にご案内をさせていただいておりますとおり、10月6日月曜日、本日と同じく午後4時30分から、場所は地下の1号会議室になります。

なお、前回同様、調査結果の報告書でございますけれども、次回も参考資料として使用する可能性がございますが、次回以降は、予備を何部かご用意いたしますので、ご持参い

ただかなくても結構でございます。あるいは、置いていっていただければ、事務局がお預かりいたしまして、それを次回にお持ちいたします。

以上でございます。

○委員長 何とか18時半までにこの委員会を終えることができましたけれども、それぞれ活発に意見を出していただきましてどうもありがとうございます。

3. 閉 会

○委員長 それでは、これをもって本日の委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上